

# ローズ・コモディティ株式会社

(2008年度版)

## 【はじめに】

本書は、平成20年3月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載項目について】

### 1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成20年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成19年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

### 3. 経理の状況

#### 「財務比率」

##### (a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{リスク額（＊）}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。)

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（*）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。）

純資産額と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

## 1. 会社の概況

### ① 会社名等

商品取引員名      ローズ・コモディティ株式会社  
 代表者名          代表取締役社長    榑原 秀一  
 所在地            大阪府中央区南船場2丁目12番5号  
 電話番号          06-4560-1956 (代)

### ② 会社の沿革

当社は、昭和31年5月17日、呉羽紡績株式会社（後に東洋紡績株式会社と合併となる）支配下のアヤハ商事株式会社を精算するに際し、アヤハ商事が取得していた、大阪三品、大阪化学繊維取引所の仲買人の権利を主体とした部門を分離し「広商事株式会社」として設立いたしました。

年 月	概 要
昭和31年 5月	アヤハ商事を精算するにあたり、広商事株式会社を大阪市東区淡路町2丁目20番地に資本金2千万円にて設立する。
昭和33年 8月	名古屋出張所開設。
昭和44年 3月	資本金を6千万円に増資。
昭和46年 6月	大阪穀物取引所穀物市場・神戸ゴム取引所ゴム市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和46年 7月	神戸支店開設。
昭和49年10月	資本金を1億2千万円に増資。
昭和50年 9月	本店を大阪市西区阿波座1丁目10番14号に移転。
昭和50年12月	資本金を1億6千万円に増資
昭和51年 4月	名古屋出張所を支店とする。東京繊維商品取引所綿糸市場、毛糸市場商品取引員の許可を受ける。東京支店開設。
昭和57年 2月	資本金を2億6千万円に増資。
昭和58年 3月	東京金取引所金市場会員に加入。名古屋繊維取引所綿糸市場、毛糸市場、スフ糸市場商品取引員の許可を受ける。
昭和58年12月	資本金を5億5千万円に増資。
昭和59年 2月	東京穀物取引所穀物市場会員に加入。
昭和59年10月	横浜生糸取引所生糸市場商品取引員の許可を受ける。 横浜支店開設。
昭和60年 3月	渋谷支店開設。
昭和60年 6月	資本金を6億4千万円に増資。
昭和60年10月	東京工業品取引所貴金属市場商品取引員の許可を受ける。
昭和63年12月	東京工業品取引所ゴム市場商品取引員の許可を受ける。
平成 3年 8月	大阪砂糖取引所砂糖市場商品取引員の許可を受ける。
平成 5年 8月	本店を大阪市西区京町堀1丁目4番16号に移転。

平成 7年 1月	神戸ゴム取引所天然ゴム指数市場商品取引員の許可を受ける。
平成 7年 2月	新宿支店を開設に伴い渋谷支店・神戸支店を廃止。
平成 8年 3月	豊橋乾繭取引所繭糸市場商品取引員の許可を受ける。 資本金を8億1千6百万円に増資。
平成 9年 1月	東京工業品取引所アルミニウム市場会員に加入。
平成 9年12月	商号を株式会社アムパックに変更
平成10年 4月	横浜支店を新宿支店へ統合
平成10年 8月	関西商品取引所農産物飼料指数市場会員に加入。
平成11年10月	東京支店（神田）と新宿支店を統合 東京支店（渋谷）とする。
平成12年 6月	東京工業品取引所石油市場会員に加入。
平成12年12月	商号をローズ・コモディティ株式会社に変更。
平成13年 5月	横浜商品取引所農産物市場会員に加入。
平成13年 9月	東京工業品取引所（石油市場）原油取引開始。
平成13年10月	東京穀物商品取引所農産物市場会員に加入。
平成13年12月	名古屋支店移転。
平成14年 2月	大阪商品取引所天然ゴム指数取引員脱退。
平成14年 6月	中部商品取引所石油市場会員に加入。関西商品取引所水産物市場会員に加入。
平成14年 7月	横浜支店開設。
平成14年12月	本社を大阪市西区土佐堀1丁目3番7号に移転。外国為替証拠金取引「ローズFX」取引開始。
平成15年 7月	東京支店を東京都港区芝3丁目8番2号に移転。 名古屋支店及び横浜支店を廃止。
平成17年 6月	東京工業品取引所アルミニウム市場会員脱退。 外国為替証拠金取引「ローズFX」受託廃止。
平成17年 7月	横浜商品取引所脱退。（繭糸市場及び農産物市場受託会員） 東京支店を東京都千代田区九段南3丁目9番14号（現在の場所）に移転。
平成18年 4月	本店を大阪府中央区南船場2丁目12番5号（現在の場所）に移転。
平成19年 7月	中部大阪商品取引所脱退。（石油市場受託会員）
平成19年 8月	東京工業品取引所ゴム市場受託会員脱退。
平成19年12月	関西商品取引所脱退。（農産物市場及び水産物市場受託会員）
平成20年 1月	東京工業品取引所石油市場受託会員脱退。
平成20年 2月	取次業務に業態変更。 東京工業品取引所貴金属市場受託会員脱退。
平成20年 3月	東京穀物商品取引所農産物市場受託会員脱退。 資本金の額を3億7千5百万円に減少。

### ③ 会社の目的

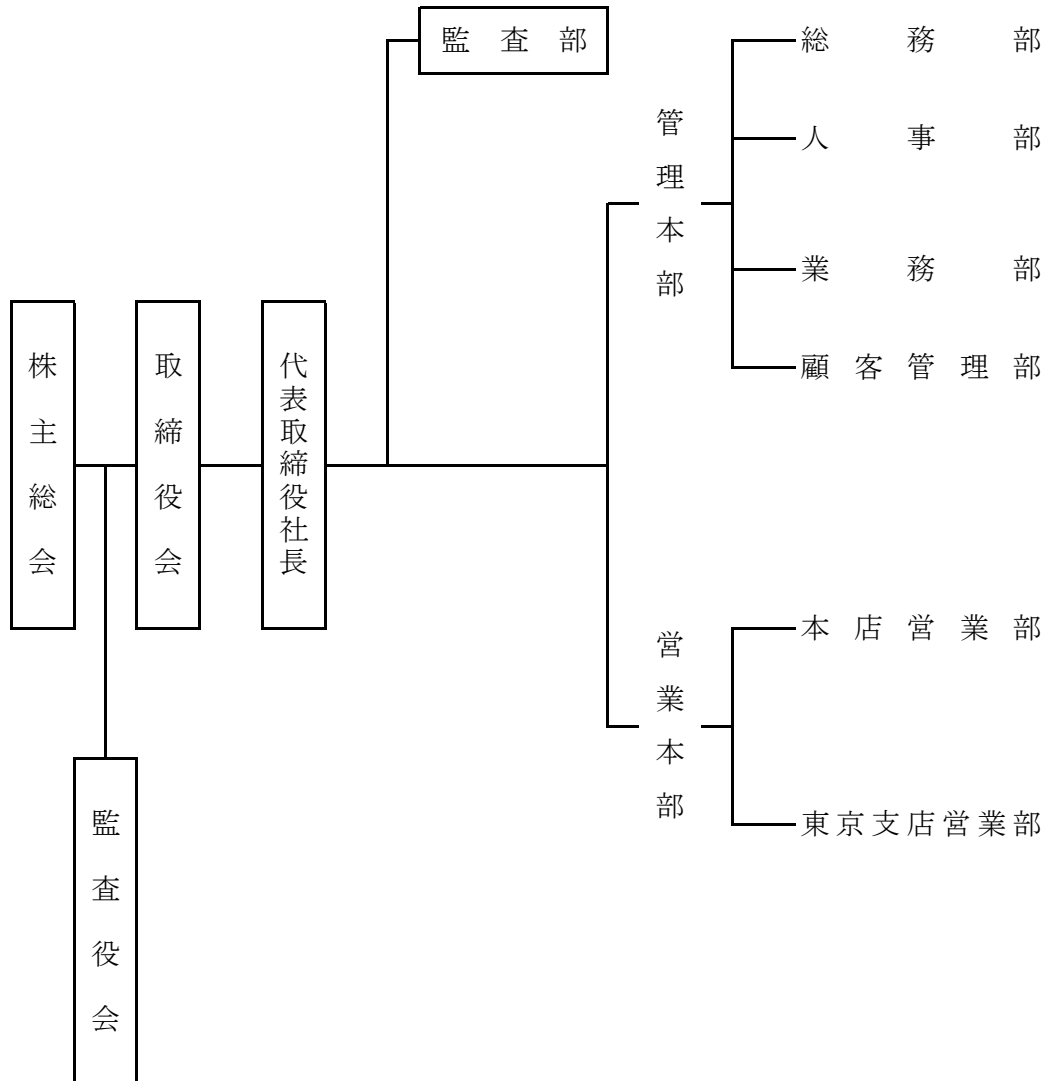
- (a) 商品取引所法に基づく商品取引所に上場されている各商品の先物取引、現金決済取引、指数先物取引、オプション取引（以下「上場商品の取引等」という）を行う業務
- (b) 上場商品の取引等の受託および取次ぎを行う業務
- (c) 商品投資に係わる事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業および商品投資顧問業
- (d) 海外商品市場における先物取引の受託に関する法律に基づく海外商品市場における上場商品の先物取引の受託の業務
- (e) 非鉄金属・軽金属・鉄鋼・合金鉄・繊維および衣料用繊維製品・医療機械器具・歯科材料・石油および石油製品・ゴム・砂糖・塩・農産物およびその加工品・茶・飼料・ココア・コーヒー・油脂・綿花・羊毛・麻・香料・香辛料の輸入および販売業
- (f) 有価証券の売買
- (g) 外国為替の取引、並びにそれらの先物売買、受託、取次、仲介及び代理業
- (h) 金融先物取引法に基づく金融先物取引業
- (i) 前各号に付随する一切の業務

(注) 上記のうち \_\_\_\_\_ 線部分の事業は現在行っておりません。

④事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。





(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場における取引の受託業務（商品取引所への注文の執行を受託業務の許可を受けた商品取引員を通して行う取次業務）を行っております。

（許可番号：農林水産省指令17総合第34号、平成17・04・05商第3号）

取引所名	市場名	上場品目名
東京工業品取引所	貴 金 属	金、銀、白金、パラジウム、金オプション
	石 油	ガソリン、灯油、原油、軽油
	ア ル ミ ニ ウ ム	アルミニウム
	ゴ ム	ゴム（RSS）
東京穀物商品取引所	農 産 物	小豆、一般大豆、Non-GMO大豆、とうもろこし アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆 大豆ミール、生糸、野菜、大豆オプション とうもろこしオプション、
	砂 糖	粗糖、精糖、粗糖オプション
中部大阪商品取引所	石 油	ガソリン、灯油、軽油
	畜 産 物	鶏卵
	鉄 ス ク ラ ッ プ	鉄スクラップ
	ゴ ム	ゴム（RSS、TSR）
	ニ ッ ケ ル	ニッケル
	ア ル ミ ニ ウ ム	アルミニウム
	天 然 ゴ ム 指 数	天然ゴム指数
関西商品取引所	農 産 物	小豆、米国産大豆、NON-GMO大豆、とうもろこし プロイラー
	砂 糖	粗糖、精糖、粗糖オプション
	繭 糸	生糸
	農産物・飼料指数	国際穀物等指数、コーヒー指数
	水 産 物	冷凍えび

※上記取引所における取引の注文執行については、取引所の受託会員に委託しております。

注) 東京工業品取引所の軽油は平成18年2月24日より取引を休止しています。

東京穀物商品取引所の野菜は平成19年6月27日より、大豆ミールは平成19年10月12日より立会いを休止しています。

関西商品取引所の生糸は平成18年4月1日より、NON-GMO大豆は平成19年1月4日より、精糖は平成19年7月2日より取引を休止しています。

関西商品取引所のプロイラーは平成20年6月24日付で上場廃止しました。

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 主たる業務

該当事項はありません。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 店	大阪府大阪市中央区南船場2丁目12番5号	06-4560-1956
東京支店	東京都千代田区九段南3丁目9番14号	03-3238-7465

## ⑥ 財務の概要

決算年月 平成20年3月期

(a) 資本金	375,000 千円
(b) 純資産額 ※1	638,850 千円
(c) 総資産額	2,022,544 千円
(d) 営業収益	972,597 千円
(うち、受取委託手数料)	( 1,002,389 千円)
(e) 経常損失	331,134 千円
(f) 当期純損失	401,573 千円

\* 1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

(注) 商品取引所法第193条第2項に基づく同法施行規則第81条の規定により当社が商品取引員として求められている最低の純資産額は1億円以上であります。

## ⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,500,000株 (平成20年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名（上位10名）

氏名又は名称	住 所	所有株式 数	数に対する所 有株式数の割 合
		千株	%
榑 原 秀 一		565	37.6
日 栄 興 商 (株)	埼玉県さいたま市南区鹿手袋2丁目13番8号	270	18.0
トラスティ・システムズ・オブ・ジャパン (株)	東京都千代田区九段北1丁目8番10号	140	9.3
逆 瀬 川 弘 毅		64	4.2
広 友 会	大阪市中央区南船場2丁目12番5号	47	3.1
中 野 賢 治		37	2.4
伊 藤 孝		35	2.3
村 岡 秋 雄		25	1.6
藤 田 家 義		24	1.6
田 中 正 之		23	1.5
計		1230	81.6

※個人株主の住所については個人情報保護の観点から非公開としております。

⑨ 役員 の 状 況

氏名及び役名	氏 名 生年月日	所有株式数
代表取締役 社 長	榊原 秀一 昭和35年01月05日	千株 565
常務取締役	藤澤 欽弥 昭和37年05月16日	13
取 締 役 (営業担当)	鈴木 啓二 昭和35年07月02日	20
取 締 役 (営業担当)	古谷 公令 昭和33年04月25日	9
取 締 役 (業務部・顧客管理部部長)	藤田 家義 昭和35年06月21日	24
取 締 役 (総務部・人事部部長)	上田 泰義 昭和38年09月07日	11
監 査 役 (常 勤)	水岡 義修 昭和21年04月14日	7
監 査 役 (非常勤)	榊原 照次 昭和14年02月21日	
監 査 役 (非常勤)	大嶽 芳枝 昭和3年01月30日	
計	9名	649

(注) 1. 監査役の榊原照次・大嶽芳枝は、会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。

2. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑩ 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	74人	62人	12人	51人	23人
平均年齢	33.4才	34.4才	27.3才	31.4才	38.4才
平均勤続年数	8.5年	9.5年	3.7年	6.5年	12.3年
外務員数	67人	61人	6人	***	***

## 2. 営業の状況

### ① 営業方針

当社は「顧客第一主義」の経営理念のもとに、総合的情報をお客様に迅速にわかりやすくお伝えするサービス体制の強化に努めております。

取り扱い商品の基本的な相場要因となる需要供給の動向に加え、国際的な商品の値動きに大きな影響を及ぼす為替の動向や、その他経済の動きを含めた各種情報の収集及び分析を充実させ、これを的確に提供していくことが可能な体制を目指しております。

さらに、お客様から求められる様々な要求に対して満足していただける対応力を養い、積極的に営業活動を展開するとともに、お客様の資産をお預かりする取次取引員として財務体質の強化に努めております。

受託業務につきましては、お客様の大切な資産をお預かりするという責任とその信頼にお応えすることを第一と考え、先物取引に馴染みが少なく新たに取りなされるお客様には、3カ月の間取引枚数を抑制していただき、その間に商品先物取引に対する理解を十分深めていただいております。

一方管理部門では、お客様との取引状況が円滑に行われているか、行き過ぎた営業が行われていないか等の監視機能を十分に発揮できる様に管理本部の下でお客様からの苦情や相談にも迅速に対応できる様、専従部門を設置しております。また、企業経営の全般をチェックするために社長直属の部門として監査部を設けております。

社員教育については、新入社員に対しては、当初徹底した基礎教育、専門教育を行いその後、営業実践教育、総合教育の4段階を行います。

中堅社員に対しては、お客様の良き相談員となれる様なトータルアドバイザーとしての知識習得を目指し、金融や財務分析など幅広い教育を実施し、有能な人材を育成するための一貫した教育システムを採用しております。

なお、当社は、信用業務としてのステイタスの確立、優れた人材の確保を図り、業界第一の優良企業を目標として努力して参ります。

### ② 当社及び当業界を取り巻く環境

平成18年度中わが国経済は、出口の見えないイラク情勢と、中国・インドなどの急激なエネルギー消費の拡大などにより、ガソリン価格をはじめ、あらゆる商品価格高騰の影響を受けて消費が伸び悩みました。また、サブプライムローン問題が全世界の金融市場を震撼させ、急激なドル安を招き、実に12年ぶりに一時1ドルが100円を割り込むほどの円高ドル安を招き、商品価格にも大きく影響を与えました。そうした中、ファンドマネーと呼ばれるような大きな資金が、株式債券などの金融市場から、石油、貴金属、穀物などの商品市場に一気になだれ込み、その結果、需給関係を反映しない異常な商品価格の高騰を招くことになりました。

わが国の商品取引業界では、本来であれば商品価格の大幅な上昇で活気付くところ、逆に大きなダメージを被る結果となりました。金相場は1g当たり2,542円で始まり3,322円まで上昇しました。商品取引所法改正以降、新しい営業スタイルの確立が模索さ

れている中、短期間の内に相場が大きく上下したことは、お客様が継続的に取引を続けることの妨げになり、業界全体においても思うように委託者数の増加に結びつかず、委託手数料収入の減少を余儀なくされてしまいました。

当社では、大幅なコスト削減を図る為、一昨年4月の東京支社移転に続き、昨年7月の大阪本社を移転することで賃料負担を減らし、余剰人員の整理も行うとともに、従業員手当ての見直しにも着手いたしました。また資金面においては商品取引受託取引員から取次取引員に業態変更をすることで、各取引所に対するコストの削減を図るとともに、担保提供などの負担をなくし、余裕資金を確保いたしました。さらに、純資産額資本金比率の基準をクリアする為に資本金を441百万円減額し、375百万円にいたしました。しかしながら、営業面では長引く商品取引所法改正の影響と大荒れの相場の影響などから、委託手数料は1,002百万円で前期比24%減となるなど、営業収益が計画どおりに確保できなかったこと、並びに310百万円で前期比101%増の商品取引事故を計上したことにより、432百万円の営業損失及び401百万円の当期純損失を計上することとなりました。

平成20年度はより一層のコスト削減に着手し、コンプライアンスを更に徹底して商品取引事故を未然に防ぎ、顧客サービスを充実させることで新規顧客の参入を促進させ、経営の建て直しを成し遂げる所存でございますので、今後とも宜しくご支援賜りますようお願い申し上げます。

### ③ 営業の経過及び成果

#### (1) 受取手数料部門

当期は、当社主力商品である貴金属市場及び石油市場の相場の短期間での乱高下等が影響し、受取委託手数料が1,002百万円で前期比24%減となりました。

#### (2) 売買損益部門

当期は、農産物市場では利益を上げましたが、貴金属市場と石油市場では損失となり、29百万円の損失を計上致しました。

以上の結果、当期の営業収益は972百万円となり、営業費用が1404百万円であった為、営業損失432百万円、経常損失331百万円、当期損失457百万円となりました。事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。



## (a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 5 2 期 (自 平成19年 4月 1日) (至 平成20年 3月31日)
商 品 先 物 取 引	
農 産 物 市 場	47,067
貴 金 属 市 場	946,664
石 油 市 場	19,714
ゴ ム 市 場	684
小 計	1,014,129
未 収 収 益 計 上 額	△ 11,740
合 計	1,002,389

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 5 2 期 (自 平成19年 4月 1日) (至 平成20年 3月31日)
商 品 先 物 取 引	
農 産 物 市 場	10,464
貴 金 属 市 場	△ 10,587
石 油 市 場	△ 29,669
合 計	△ 29,792

(注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別 内 訳 商 品 市 場 名	第 5 2 期 (自 平成19年 4月 1日) (至 平成20年 3月31日)		
	委託	自己	合計
商品先物取引			
農 産 物 市 場	24,143	14,400	38,543
貴 金 属 市 場	125,741	79,382	205,123
石 油 市 場	10,233	11,540	21,773
ゴ ム 市 場	296	0	296
砂 糖 市 場	1	0	1
合 計	160,414	105,322	265,736

(注) 売買高には受渡しによる決済数量は含まれておりません。

#### ④ 対処すべき課題

わが国の商品取引業界は、平成 17 年の商品取引所法改正以降、取引所出来高・取組高および預り証拠金額が年々減少し、厳しい環境下にあります。こうした中、東京工業品取引所では、取引の 24 時間化へ向けた取組みが行われるとともに、新たな取引ルールの導入も検討され、商品先物市場の流動性の確保と利便性の更なる向上が図られようとしております。

このような状況の中、当社といたしましては、財務体質の改善を図ることが急務であります。その為には、組織変更を含む一層のコスト削減への取組みは勿論のこと、全社員のコンプライアンス意識を更に高め、顧客満足度と信頼の向上に全社を挙げて取り組んでまいります。

また、今後予定されている取引時間の延長や取引ルールの変更に対し、迅速に対応できる組織体制及びシステム構築も積極的に進めてまいります。

## ⑤受託業務管理規則

### (目 的)

第1条 この規則は、商品先物市場における適正な委託の勧誘、取引の受託及び委託者の保護育成を図るため、受託業務の運営及びその管理について必要な事項を定める。

### (管理体制)

- 第2条 当社は、受託業務の適正かつ的確な運営を図るため、顧客管理部を主体として、本店及び従たる営業所に管理担当班を設置し管理担当責任者を置くものとする。
- 2 受託業務に係わる総括管理、指導及び次条に定める管理担当班の職務の統括調整を行うため、総括責任者を置くものとする。
  - 3 総括責任者を補佐し受託業務の適正な運営及び管理指導を行うため、副総括責任者を置くものとする。但し、第7条第3項の審査又は、第8条第2項第4号の審査を代行した時は、速やかに総括責任者の点検を受けて、承認を得るものとする。
  - 4 総括責任者、副総括責任者及び管理担当責任者は次の者とする。
    - (1) 総括責任者は、管理部門に属する取締役以上の役員とする。
    - (2) 副総括責任者は、顧客管理部若しくは業務部の部長又はこれに準ずる者とする。
    - (3) 管理担当責任者は、本店及び従たる営業所の管理部門責任者とする。

### (管理担当班の職務)

- 第3条 管理担当班の職務は次の通りとする。
- (1) 第5条に定める「商品先物取引口座設定申込書」に基づく告知内容の精査及び確認、顧客の選別並びに受託の適否の審査
  - (2) 顧客管理のための「顧客カード」の整備
  - (3) 「商品先物取引未経験委託者からの受託に係る取扱要領」に基づく審査
  - (4) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙及び委託者の理解度を向上させるために必要な措置
  - (5) 外務員等に対する関係法令、諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適正な措置
  - (6) 委託者の属性（投資可能資金額、資産、取引経験等）等からみて、不相応と判断される取引の抑制
  - (7) 習熟期間中の委託者に対する取引内容等の精査及び担当外務員等への指導
  - (8) 委託者からの苦情・紛争等に対する適正な対応及び過去に恣意的に紛議を多発した委託者の参入予防措置
  - (9) 取引内容に異常な兆候が認められた場合の迅速適切な措置

(迷惑勧誘行為の禁止、告知、意思確認、再勧誘禁止とその防止措置及び説明義務の履行等)

第4条 当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行なわないも

- のとする。ただし、顧客の指示又は承諾がある場合はこの限りではない。
- (1) 深夜、早朝等迷惑となる時間帯での電話又は訪問による勧誘
  - (2) 顧客の意思に反する長時間に亘る勧誘
  - (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
  - (4) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘
- 2 当社は、商品先物取引の委託の勧誘に先立って、顧客に当社の商号、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告知した上で、顧客に勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これら告知及び意思の確認について「顧客カード」に記載するほか、これらの意思確認、売買指示に係る取引意思の確認及びその意思通りに執行したことについて、外務員日誌等に記載し、取引終了後3年間保管するものとする。また、取引意思の確認については顧客に対して「商品先物取引口座設定申込書」に署名、捺印を求めて行うものとする。
  - 3 前項の勧誘時の意思確認において、顧客が勧誘を希望しない旨又は商品先物取引の委託をしない旨の意思表示をした場合には、当該委託者には勧誘しないものとし、これら勧誘及び委託を拒否した顧客については、社内に周知するとともに名簿等（入手後の名簿等は複写不可）の当該顧客情報を削除すること等により、再勧誘を行わないよう防止措置を講ずるものとする。
  - 4 当社は、商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引—委託のガイド」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を分かり易く説明し、理解の確認を行っていくものとする。なお、理解の確認にあたっては、まず、第1号乃至第3号に係る説明をし、その理解の確認を書面によって行い、その後その他の事項について説明し、その理解の確認を書面により行うものとする。
    - (1) 商品先物取引は、その担保として預託する取引証拠金等の額に比べて、その10～30倍にもなる過大な取引を行うものであること
    - (2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
    - (3) 相場の変動により損失が一定以上になった場合に、損失を確定させずに取引を継続するには追証拠金等を預託する必要があること
    - (4) 取引証拠金等の制度、種類及びその発生のおそれ等に関する事項
    - (5) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収時期等に関する事項
    - (6) 商品取引員の禁止行為に関する事項
    - (7) その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

#### (適合性の審査)

- 第5条 当社は、不適格者の参入防止と適合性を満たす委託者の参入拡大を図るため、顧客より「商品先物取引口座設定申込書」の差し入れを受けるものとする。
- 2 顧客の属性の把握と適合性の審査のため、「商品先物取引口座設定申込書」に設けられた次の項目について、顧客に記入を求め申告を受けるものとする。但し、投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきものであること及び、取引の過程で損失が発生した場合は、投資可能資金額から損金額が減額されるものであることを、分かり易く説明した上で、申告を受けるものとする。
    - (1) 氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号・家族構成
    - (2) 職業・勤務先名・役職・勤務年数・勤務先住所・電話番号
    - (3) 財産・収入状況
    - (4) 商品先物取引の経験の有無及びその程度

- (5) 証券投資等の経験の有無及びその程度
  - (6) 投資可能資金額
  - (7) 受託契約を締結する目的
  - (8) 商品先物取引の仕組みの説明及び理解度の確認
  - (9) その他必要と認める事項
- 3 管理担当班は、「商品先物取引口座設定申込書」による申告内容等を、直接顧客へ連絡して確認を行い、更に、投資可能資金額について、顧客が、その意味をよく理解した上で設定されているか確認した後、管理担当責任者へ報告する。
  - 4 管理担当責任者は、管理担当班からの報告内容並びに「商品先物取引口座設定申込書」に基づいて属性等の審査を行い、取引の受託の適否を担当外務員等に通知するとともに、審査結果については、総括責任者若しくは副総括責任者へ、遅延なく報告するものとする。また、審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者、取引の受託の適否及びその判断根拠等の審査記録を、第6条で定める「顧客カード」に記載するものとし、取引終了後3年間保管するものとする。
  - 5 第4項の審査が終了するまでは、約諾書及び取引証拠金の差し入れ、並びに取引の注文は受けないものとする。
  - 6 審査の結果、適合性を有しないと判断されたときは、直ちにその勧誘を中止するものとする。
  - 7 「商品先物取引口座設定申込書」は、顧客管理部に備え付け、写しを本店及び従たる営業所に備え付けるものとし、取引終了後3年間保管するものとする。

#### (顧客カードの整備)

- 第6条 当社は、商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した「顧客カード」を備え付けるものとする。
- (1) 氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号・家族構成
  - (2) 職業・勤務先名・役職・勤務先住所・電話番号
  - (3) 連絡先・書類送付先
  - (4) 財産・収入状況
  - (5) 商品先物取引及び証券取引等の経験の有無及びその程度
  - (6) 投資可能資金額
  - (7) 受託契約を締結する目的
  - (8) 本人確認事項
  - (9) その他必要と認める事項
  - (10) 商品先物取引受託の適否事項
- 2 「顧客カード」は、担当外務員等が所要の事項を記入の上、管理担当班に提出し、取引の受託の適否及びその判断根拠を記載するものとする。総括責任者又は副総括責任者は、顧客の属性等を再確認し、必要に応じて管理担当責任者等へ指示するものとする。
  - 3 「顧客カード」の記載事項に変更があった場合は、その都度更新し、適切に管理するものとする。
  - 4 「顧客カード」は、すべてを顧客管理部に備え付け、本店及び従たる営業所は自店控えを備え付けるものとし、取引終了後3年間保管するものとする。

#### (商品先物取引不適格者の参入防止)

- 第7条 当社は、次の各号に掲げる者を、商品先物取引不適格者と規定し、これらの者に対して商品先物取引の勧誘及び受託を行わないものとする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
  - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
  - (3) 破産者で復権を得ない者
  - (4) 商品先物取引をするための借入れを必要とする者
  - (5) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者
  - (6) 長期入院中の者で緊密な連絡が取り難い者
- 2 次に掲げる者は、適合性の原則に照らして、原則として不適当な対象者とし、これらの者に対して取引の勧誘及び受託は行わないものとする。
- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である恩給、年金、退職金、保険金等により生計をたてている者(年金等の収入が収入全体の過半を占めている場合)
  - (2) 一定以上の収入(年間500万円以上)を有しない者
  - (3) 一定の高齢者(70歳以上の者)
  - (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者
- 3 前項の第1号及び第2号に該当する者については次の(1)の例外要件を満たしている場合、同第3号に該当する者については次の(2)の例外要件を満たしている場合、同第4号に該当する者については次の(3)の例外要件を満たしている場合であって、それぞれ自書により、自ら原則として不適当と認められる勧誘及び受託の対象者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告がある場合において、総括責任者が審査の上これを承認したときは、前項の規定にかかわらず、これらの者に対して勧誘及び受託ができるものとする。
- (1) 顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びそれを証明するものがあること
  - (2) 商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解していること及び、投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されていること。ただし、75歳以上の者については、顧客が直近の過去3年以内に延べ90日以上にわたりレバレッジ性のある取引(金融先物取引、有価証券に係る先物取引、外国為替証拠金取引、株式の信用取引等)の経験があり、かつ、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解している旨を証明できるものがあること。
  - (3) 新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることについて証明するものがあること。
- 4 前項の場合における審査手続きの手順等は、次のとおりとする。
- (1) 担当外務員は、第2項第1号乃至第3号の顧客については「商品先物取引受託申請書」を、同第4号の顧客については「投資可能資金額を超える申請書及び調書」を作成し、これに当該顧客の自書による前掲の申告書、「商品先物取引口座設定申込書」及び第2項第1号、第2号及び第4号の顧客については投資可能資金額の裏付けを証明するもの、同第3号の該当者については投資可能資金額が老後の生活も考慮した額に設定されていること及び商品先物取引に関して説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることを証するもの、ただし、75歳以上の者については、十分な投資経験があることを証するものをそれぞれ添付して、第2項第1号乃至第3号の顧客については管理担当班に提出するものとし、同第4号の顧客に関

しては管理担当責任者に提出するものとする。

- (2) 第2項第1号乃至第3号の顧客に係る「商品先物取引受託申請書」の提出を受けた管理担当班は、これらの顧客については電話により理解度及び取引の自己責任を確認後、直接顧客と面談する二重チェックを行い、顧客の適格性、投資可能資金額の適正性並びに取引の意思を再確認し、管理担当責任者が「商品先物取引受託申請書」に確認事項を記入の上、総括責任者へ提出して審査を受けるものとする。また、同第4号の顧客に係る「投資可能資金額を超える申請書及び調書」の提出を受けた管理担当責任者は、その内容を確認し所見を記入の上、申告書類等を添付して総括責任者へ提出して審査を受けるものとする。
  - (3) 前号の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を「商品先物取引受託申請書」又は、「投資可能資金額を超える申請書及び調書」に記載し、取引終了後3年間保管するものとする。
- 5 当社は、第2項第3号に該当しない高齢者（70歳未満の者）についても、損失を被っても老後の生活の備えに支障のない範囲で投資可能資金額が設定されているか、説明を受けた商品先物取引の仕組み・リスク等を十分に理解しているか等について、管理担当責任者が厳格に審査し、必要な措置を講じて、受託の適否を判断するものとする。
  - 6 当社は、第1項、第2項に該当しない者であっても、管理担当責任者が、適合性の原則に照らして不相当と認められると判断して、商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないものとする。
  - 7 取引中の委託者が第1項に該当するおそれがあるときは、総括責任者は、担当外務員等から取引期間中の委託者が第1項に該当すると報告を受けるとともに、第1項に抵触するかどうかの調査を行い、抵触すると判明した場合は、当該委託者に対して、既存建玉の早期手仕舞いと取引終了を要請し、その後の委託は受けないものとする。また、第2項に該当することとなった委託者については、第3項の規定に基づき、総括責任者が当該委託者の取引継続の適否を審査するものとする。
  - 8 健全な委託者の参入を図るため、委託者より氏名、年齢、所在等を確認する証明書（免許証等）の提出を受けるものとする。委託者が法人の場合は、登記簿謄本の提出を受けるものとする。

#### （商品先物取引の未経験委託者の保護措置）

- 第8条 当社は、委託者の保護育成を図るため、商品先物取引の取引経験が直近の3年以内に延べ90日以上有しない者を、未経験委託者として取り扱うこととする。
- 2 未経験委託者については、取引開始の日から3ヶ月間の習熟期間を設け、次の保護育成措置を講ずるものとする。
    - (1) 管理担当班は、未経験委託者に対しては習熟期間内において訪問又は電話連絡等により、「商品先物取引—委託のガイド」の内容等について理解度の掌握に努めると共に、必要に応じて助言及び啓蒙を行い、商品先物取引についての十分な理解と認識を求め、委託者の自己責任の徹底を図るものとする。
    - (2) 適正な委託者管理を図るため、未経験委託者に対しては習熟期間内において、アンケート調査を実施するものとする。
    - (3) 管理担当班は、未経験委託者の取引状況、入金状況等を把握するため、習熟期間中委託者ごとに取引状況調書を作成し、取引内容の精査を行い、これに基づき当該営業部責任者等への指導を行い、委託者の保護育成と適正



な受託業務を図るものとする。

- (4) 未経験委託者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成を図るため、習熟期間中における取引量については、「商品先物取引未経験委託者からの受託に係る取扱い要領」（以下「要領」という。）に定める一定取引量の制限措置を講ずるものとする。また、当該委託者から一定取引量を超える取引を希望する旨の要請があった場合には、別に定める「要領」に基づき総括責任者が審査するものとする。

#### （不正資金の流入防止措置）

第9条 当社は、委託者の横領等による不正資金の流入を防止するため、次の管理措置を講ずるものとする。

- (1) 農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫等及び公共団体等の公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭・有価証券等取扱者、企業の経理・財務担当で金銭、小切手、手形、有価証券等取扱者に該当する委託者については、本人自書による自己が職務上又は職席上その立場にあるか否かの有無、並びに投資可能資金額及び自己資金の範囲内で取引を行うことについて書面による申告と、投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることの証明が出来るものの提出を受けるものとする。総括責任者は、当該委託者からの申出書類等の内容を審査し、担当外務員等に受託の適否を指示するものとする。
- (2) 第1号に該当する委託者が、第7条第2項第4号に該当した場合、管理担当班が委託者と面談の上、資金事情の確認を行うものとする。
- (3) 第1号に該当する委託者から入金累計額が「商品先物取引口座設定申込書」にある流動資産を超えることとなった場合には、管理担当責任者が委託者と面談の上、資金事情の確認と流動資産変更の書面の差し入れ及び資金の裏付けとなる証明書類の提出を求めるものとする。
- (4) 管理担当責任者は、第2号及び第3号に該当する委託者については、取引経過内容を書面で総括責任者へ報告し審査を受けるものとする。
- (5) 第3号に該当する委託者から証明書類の提出がない場合は、以後の資金の入金及び建玉を断るとともに、既存建玉を速やかに決済してもらうよう当該委託者に要請するものとする。
- (6) 各号に定める審査、調査書類及び証明書類等は、顧客管理部が保管管理し、写しを本店及び従たる営業所に備え付け、10年間保管するものとする。

#### （委託者との入出金に係る管理措置）

第10条 当社は、委託者との間に入金及び出金は原則として振込みにより行うものとする。なお、やむを得ず現金の受渡しを行う必要が有る場合は、担当外務員が営業部門の責任者の承認を得た後、事前にその必要性等を管理担当責任者に申し出て、審査を受けるものとする。

2. 管理担当責任者は、前項の審査を行い、その判断結果を営業部門の責任者と担当外務員に通知し、総括責任者に報告するものとする。
3. 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した会社発行の証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。
4. 担当外務員が委託者から現金で入出金したときは、当該外務員以外の役職員が、当該委託者に対し、入出金の額、日時、担当外務員の氏名について確認するものとする。

5. 現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応することとするが、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業部門の責任者又は支店長の承認を得るものとする。

#### (取引本証拠金の額等に係る措置)

第11条 当社は、取引本証拠金の額等を次の通り定めるものとする。

- (1) 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。
- (2) 取引本証拠金の額等に係る社内責任者は総括責任者とし、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知するものとする。
- (3) 前項に係る記録は業務部が管理し、3年間保管するものとする。

#### (委託者の管理措置)

第12条 当社は、委託者の保護育成と受託業務の適正な運営のため、管理表等により委託者ごとの取引内容を把握するとともに、適正な委託者管理を行うものとする。

- 2 委託者内容により取引の抑制が必要と判断した場合は、総括責任者が取引量の制限措置を設け、これを超えて受託してはならないものとする。

#### (委託者の疑義等への対応措置)

第13条 当社は、顧客管理部を主体として本社、東京支社に「お客様相談窓口」を設置し、受託業務に係る広告等の問い合わせや、委託者からの取引等に係る疑義、相談について対応するものとする。

#### (建玉制限等)

第14条 当社は、委託者に対し取引所の市場管理要綱において建玉の制限があり、これを遵守しなければならないこと及び、当社規定に基づく取引量の制限措置があることを説明し、理解を得るものとする。

- 2 取引の公正を図るため、委託の注文に係る取引の取扱いは、営業部及び業務部、顧客管理部が担当し、自己の取引に係る取扱いは、市場部が担当するものとする。

#### (受託業務における禁止行為)

第15条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則及び日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」、「会員の広告等に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

#### (広告等に係る管理措置)

第16条 当社は、受託業務に係る広告等の審査及び管理に係る責任者として広告管理責任者を置き、総括責任者が担当する。広告等の審査及び管理を行うために副広告管理責任者を置き、管理担当責任者が担当する。

- 2 受託業務に係る広告等を行うときは、商品取引所法、同施行規則及び、日本商品先物取引協会「会員の広告等に関する規則」を遵守しなければならない。
- 3 受託業務に係る広告等の実施にあたっては、事前に次の社内審査を受けなければならない

ならない。

- (1) 受託業務に係る広告等の見本を副広告管理責任者へ届け出るものとする。
  - (2) 副広告管理責任者は、速やかに日本商品先物取引協会「会員の広告等に関する規則」及び「会員の広告等に関する指針」に基づいて審査の上、結果を申請者に通知するとともに、広告管理責任者に報告し、見本を保管するものとする。但し、新聞や雑誌等の切抜き又はコピー、アナリストレポート、各種データやチャート等については、保管等の必要はないものとする。
  - (3) 広告管理責任者は、第2号の審査に対し、不備が認められる場合は改善措置を命じるものとする。
- 4 受託業務に係る広告等を行おうとする者が、表示内容や表示方法等について不明な点が生じた場合は、独自の解釈によらず、広告管理責任者若しくは副広告管理責任者に問い合わせて判断を仰ぐものとする。

#### (違反者に対する懲戒)

第17条 第15条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者及び本規則に違反した者の懲戒は、その程度により注意、叱責、出社停止、降給、降級、懲戒解雇の6種類とする。

#### (受託業務管理規則の制定及び改定)

第18条 この規則の制定及び改定は、取締役会の決議を経て行うものとする。

#### (日本商品先物取引協会への届出)

第19条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを改定したときも同様とする。

#### ( 附 則 )

1. 本規則は、平成10年9月1日より実施する。
2. 本規則は、平成11年4月1日より改正実施する。
3. 本規則は、平成11年10月20日より改正実施する。
4. 本規則は、平成12年4月1日より改正実施する。
5. 本規則は、平成12年10月1日より改正実施する。
6. 本規則は、平成13年8月1日より改正実施する。
7. 本規則は、平成14年6月17日より改正実施する。
8. 本規則は、平成14年7月1日より改正実施する。
9. 本規則は、平成14年8月1日より改正実施する。
10. 本規則は、平成15年4月1日より改正実施する。
11. 本規則は、平成15年6月6日より改正実施する。
12. 本規則は、平成15年7月7日より改正実施する。
13. 本規則は、平成16年7月1日より改正実施する。
14. 本規則は、平成17年5月1日より改正実施する。
15. 本規則は、平成17年9月12日より改正実施する。
16. 本規則は、平成18年10月23日より改正実施する。
17. 本規則は、平成19年10月1日より改正実施する。
18. 本規則は、平成20年3月1日より改正実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
88名	12名	27名	73名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
538名	281名	446名

⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	平成19年度中の解決案件			平成19年度中の未解決案件		
	苦情	紛争	訴訟	苦情	紛争	訴訟
	相互の話し合いによる解決	紛争処理機関での解決		相互に話し合い中	紛争処理機関で処理中	
平成19年度に新規に発生した案件の件数 36件	16件	1件	0件	9件	2件	8件
前年度から継続している案件の件数 28件	5件	2件	12件	6件	0件	3件
合計 64件	21件	3件	12件	15件	2件	11件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。  
 2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。  
 3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。  
 4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。  
 5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。  
 6. (c) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

	平成19年度中の解決案件		平成19年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
平成19年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

- (注) (c)表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(c) 双方が提起したもの

	平成19年度中の解決案件		平成19年度中の未解決案件	
	訴 訟		訴 訟	
平成19年度に新規に発生した案件の件数 1件	0件		1件	
前年度から継続している案件の件数 2件	1件		1件	
合計 3件	1件		2件	

(注) 双方が提起したものは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	平成19年度中の解決案件		平成19年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
平成19年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計 0件	0件	0件	0件	0件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。  
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

### 3. 経理の状況

#### ① 貸借対照表

ローズ・コモディティ株式会社

平成20年3月31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<u>流動資産</u>	1,498,157,787	<u>流動負債</u>	1,366,490,013
現金及び預金	664,063,184	短期借入金	573,424,780
委託者未収金	22,075,490	未払法人税等	1,777,888
商 品	987,872	預り証拠金	700,631,394
前払費用	28,250,478	未 払 金	65,718,914
保管有価証券	68,531,440	未 払 費 用	16,956,518
差入保証金	419,341,450	預 り 金	5,744,769
委託者先物取引差金	225,506,900	前 受 収 益	2,235,750
預 託 金	42,750,000		
未収収益	15,538,950		
そ の 他	11,425,491		
貸倒引当金	△ 313,468	<u>引 当 金</u>	13,499,124
		商品取引責任準備金 (商品取引所法第221条)	13,499,124
<u>固定資産</u>	524,387,071		
<u>有形固定資産</u>	25,188,910	<u>負債合計</u>	1,379,989,137
建 物	17,917,251	<u>純 資 産 の 部</u>	
車 両	1,963,180	<u>株 主 資 本</u>	642,555,721
器具及び備品	5,308,479	<u>資 本 金</u>	375,000,000
<u>無形固定資産</u>	28,552,605	<u>資 本 剰 余 金</u>	540,000,000
の れ ん	9,501,680	資本準備金	99,000,000
借 地 権	8,275,000	その他資本剰余金	441,000,000
ソフトウェア	2,715,004	資本金及び資本準備金減少差益	441,000,000
そ の 他	8,060,921		
<u>投資その他の資産</u>	470,645,556	<u>利 益 剰 余 金</u>	△ 272,444,279
投資有価証券	2,000,000	利益準備金	105,000,000
出 資 金	220,000,000	その他利益剰余金	△ 377,444,279
長期未収債権	186,806,773	繰越利益剰余金	△ 377,444,279
長期差入保証金	203,460,338		
長期貸付金	15,149,500	<u>純 資 産 合 計</u>	642,555,721
長期前払費用	4,476,235	<u>負債及び純資産合計</u>	2,022,544,858
そ の 他	15,196,567		
貸倒引当金	△ 176,443,857		
<u>資 産 合 計</u>	2,022,544,858		

② 損益計算書

自 平成19年 4月 1日                      ローズ・コモディティ株式会社  
至 平成20年 3月31日

(単位：円)

売 上 高		
受取委託手数料	1,002,389,900	
売 買 損 益	<u>△ 29,792,378</u>	<u>972,597,522</u>
売 上 総 利 益		972,597,522
販売費及び一般管理費		<u>1,404,659,945</u>
営 業 損 失		432,062,423
営業外収益		
受取利息及び割引料	4,004,202	
受取配当金	53,169,967	
賃 貸 料 収 入	28,236,911	
有価証券売却益	2,682,189	
そ の 他	<u>31,527,131</u>	119,620,400
営業外費用		
支払利息及び割引料	9,911,989	
そ の 他	<u>8,780,606</u>	<u>18,692,595</u>
経 常 損 失		331,134,618
特 別 損 失		
貸倒引当金繰入額	23,629,655	
商品取引責任準備金繰入額	8,012,229	
固定資産除却損	21,952,201	
本社移転費用	14,400,000	
取引所システム解約費	<u>1,444,800</u>	<u>69,438,885</u>
税引前当期純損失		400,573,503
法人税、住民税及び事業税	<u>1,000,000</u>	<u>1,000,000</u>
当期純損失		<u><u>401,573,503</u></u>



③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成19年 4月 1日

至 平成20年 3月31日

ローズ・コモディティ株式会社

	株 主 資 本									評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
			資本金及び 資本準備金減少差益	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金				
前 期 末 残 高 (平成19年3月31日)	円 816,000,000	円 99,000,000	円 0	円 99,000,000	円 105,000,000	円 320,000,000	円 △ 280,870,776	円 144,129,224	円 1,059,129,224	円 2,455,816	円 1,061,585,040
当 期 変 動 額	資 本 金 か ら 剰 余 金 へ の 振 替	△ 441,000,000	441,000,000	441,000,000					0		0
	剰 余 金 の 配 当						△ 15,000,000	△ 15,000,000	△ 15,000,000		△ 15,000,000
	別 途 積 立 金 の 取 崩					△ 320,000,000	320,000,000	0	0		0
	当 期 純 損 失						△ 401,573,503	△ 401,573,503	△ 401,573,503		△ 401,573,503
	株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 中 の 変 動 額										△ 2,455,816
計	△ 441,000,000	0	441,000,000	441,000,000	0	△ 320,000,000	△ 96,573,503	△ 416,573,503	△ 416,573,503	△ 2,455,816	△ 419,029,319
当 期 末 残 高 (平成20年3月31日)	375,000,000	99,000,000	441,000,000	540,000,000	105,000,000	0	△ 377,444,279	△ 272,444,279	642,555,721	0	642,555,721

#### ④ 個別注記表

##### 【継続企業の前提に関する注記】

当社は、前事業年度において 286 百万円の重要な当期純損失を計上するとともに 3 期連続して営業損失を計上しておりました。

当事業年度におきましては、抜本的な経営改革を行い、新たな経営基盤の確立と業績の向上を図るために経営改善に取り組んでまいりました。その結果、販売費及び一般管理費の大幅な削減を行うとともに、441 百万円の減資により純資産額資本金比率の規制に対応し、資金面では、商品取引受託取引員から取次取引員に業態を変えることで、各取引所への担保提供の負担を大幅に軽減し、余裕資金を確保いたしました。また、一昨年に東京支社を、昨年大阪本社を移転することで賃料負担を減らして財務体質の強化を図ってまいりました。しかしながら、商品取引事故損失額が大幅に増加したこと、営業収益が予想以上に厳しい状況が続いたこと等により、432 百万円の営業損失及び 401 百万円の当期純損失を計上することとなりました。

このような状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在することとなりました。

当社は、こうした状況を解消すべく、まず営業本部長に大阪本社と東京支店の営業部門の統括責任者として全面的な人事権を与え、徹底した人事管理を行わせると共に、毎月、収支状況を確認、チェックする体制を構築しました。営業収益面での立て直しを図るために全営業社員に対してアドバイザー営業の教育を徹底して行い、新規顧客開拓並びに残玉の大幅増加を実現させて収益構造の改善を図ります。さらに、顧客管理においては、商品取引事故の発生を未然に防ぐために、顧客の適格性基準、営業取引の法令遵守の徹底を管理いたします。経費面においては役員報酬の減額策を継続することとし、その他営業経費についても徹底した削減を実施していくこととしております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消できるものと判断しております。

従いまして、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を財務諸表に反映しておりません。

##### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの …………… 総平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 …… 先入先出法による原価法

#### 3. 固定資産の減価償却方法

(1)有形固定資産 …………… 定率法

但し、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

(2)無形固定資産・長期前払費用 …………… 定額法

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。  
 なお、会計基準変更時差異(22,139,796円)については、15年による按分額を費用処理しております。  
 ただし、当事業年度においては、年金資産の拠出額が退職給付費用を超過するため、商品先物取引業統一経理基準(平成20年3月改正版)に基づき、資産の部の前払費用に前払年金費用を計上しております。
- (3) 商品取引責任準備金 …………… 商品取引事故の損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき計上しております。
5. リース取引の処理方法  
 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 営業収益の計上基準  
 (1) 受取委託手数料  
 商品先物取引 …………… 委託者が商品取引所において取引を約定したときに計上しております。
- (2) 売買損益 …………… 反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。
7. 消費税等の会計処理 …………… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式を採用しております。

## 会計方針の変更

### 固定資産の減価償却の方法の変更

平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。  
 これによる当期の損益に与える影響は軽微であります。

## 【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	41,385,907 円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
現金及び預金	620,000,000 円

預託金	42,750,000 円	※
計	662,750,000 円	

※ 法務局への供託金 25,000,000 円を含んでおります。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	573,424,780 円
委託者保護基金代位弁済保証額	71,000,000 円
計	648,424,780 円

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座借越契約を締結しております。当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次の通りであります。

当座借越極度額	640,000,000 円
借入金実行残高	573,424,780 円
差引額	66,575,220 円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 1,500,000 株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数 該当事項はありません。
3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項  
平成 19 年 6 月 27 日の第 51 期定時株主総会において、次のとおり決議しました。
  - (1) 配当金の総額 15,000,000 円
  - (2) 配当の原資 利益剰余金
  - (3) 1株当たり配当額 10 円
  - (4) 基準日 平成 19 年 3 月 31 日
  - (5) 効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日
4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
平成 20 年 6 月 26 日の第 52 期定時株主総会において、次のとおり決議する予定です。
  - (1) 配当金の総額 15,000,000 円
  - (2) 配当の原資 資本剰余金
  - (3) 1株当たり配当額 10 円
  - (4) 基準日 平成 20 年 3 月 31 日
  - (5) 効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日
5. 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機一式及び車両、事務機器の一部についてはリース契約により使用しております。

### 【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たりの純資産額	428円 37銭
(2) 1株当たりの当期純損失	267円 71銭
※ 1株当たりの当期純損失の算定の基礎は、以下のとおりであります。	
損益計算書上の当期純損失	401,573,503円
普通株式に係る当期純損失	401,573,503円
普通株式の期中平均株式数	1,500,000株

### 【重要な後発事象に関する注記】

#### 訴訟事件の和解について

当社は、商品取引に係る損害賠償請求訴訟等につきまして、決算日以降において次のとおり和解しております。

(1) 和解の件数	3件
(2) 和解日	平成20年4月1日、4月7日及び5月20日
(3) 和解に伴う費用	15,000,000円

### 【その他の注記】

#### 勘定科目に関する注記

委託者先物取引差金…… 委託者の未決済取引を決済したと仮定して計算した委託者の売買損相当額を、委託者に代わって取引所に立替払いした金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を合計して算出したものであります

## ⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

## ⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	1,126.3%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	170.4%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	171.3%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	31.8%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	42.2%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	213.9%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	109.6%

比率は、小数点第2位を四捨五入しております。

## その他追加情報について

### ◇役員の変動について

藤田家義取締役及び上田泰義取締役は、平成 20 年 6 月 26 日付で、退任致しました。

## 年次開示資料「平成19年度版」の訂正に関するお知らせ

年次開示資料、平成19年度版における 2. 営業状況 「⑧苦情、紛争、訴訟に関する事項 (a)顧客等が提起したもの (29ページ) (c) 双方が提起したもの (30ページ)」の「紛争」「訴訟」の件数において、「前年度から継続している案件の件数」の一部を「平成19年度に新規に発生した案件の件数」として誤って記載していましたので、下記のように訂正いたしました。

## ⑧ 苦情、紛争、訴訟に関する事項

## (a) 顧客等が提起したもの

	平成19年度中の解決案件			平成19年度中の未解決案件		
	苦 情	紛 争	訴 訟	苦 情	紛 争	訴 訟
	相互の話し合いによる解決	紛争処理機関での解決		相互に話し合い中	紛争処理機関で処理中	
平成19年度に新規に発生した案件の件数 32件	16件	0件	0件	9件	2件	5件
前年度から継続している案件の件数 32件	5件	3件	12件	6件	0件	6件
合計 64件	21件	3件	12件	15件	2件	11件

## (c) 双方が提起したもの

	平成19年度中の解決案件	平成19年度中の未解決案件
	訴 訟	訴 訟
平成19年度に新規に発生した案件の件数 0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 3件	1件	2件
合計 3件	1件	2件